

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定の理由

警察法施行令の一部改正により、警察官に対する被服の支給に関する基準が改められること等に伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

警察官及び交通巡視員に任命後初めて支給する被服の品目から夏服スカートを削除する。

3 施行期日

公布の日

4 制定の背景

都道府県の警察官に対する被服の支給については警察法第68条第2項に基づき、警察法施行令の規定に準じて条例で定めることとされている。

今回の条例改正は、女性警察官の職域拡大に伴い、現場警察活動においては機動性を重視してズボンを着用しており、スカートがほぼ使用されていない実態を踏まえ、4月に警察庁が、

- ・ 警察官等へ支給する被服の品目や数量等を定めた警察法施行令
- ・ 警察官等へ支給する詳細な仕様を定めた国家公安委員会規則

を改正し、冬服、合服、夏服のそれぞれのスカートが削除されたことに伴うもの。

新旧对照表

現 行

(被服の支給)

第2条 警察官等に対しては、次の表に掲げる被服を支給し、その員数及び使用期間は、同表のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合には、警察本部長（以下「本部長」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品目	員数	使用期間
冬帽子	1 個	16月
合帽子	1 個	16月
夏帽子	1 個	16月
冬活動帽子	1 個	16月
合活動帽子	1 個	16月
夏活動帽子	1 個	16月
冬服	1 着	12月
合服	1 着	12月
夏服	1 着	4月
冬活動服	1 着	12月
合活動服	1 着	12月
防寒服	1 着	30月
雨衣	1 着	36月
冬ワイシャツ	1 着	4月
合ワイシャツ	1 着	4月
冬ネクタイ	1 本	4月
合ネクタイ	1 本	4月
冬活動ネクタイ	1 本	4月
合活動ネクタイ	1 本	4月
ベルト	1 本	36月
手袋	2 組	12月
靴下	2 足	4月
長靴	1 足	12月
短靴	1 足	12月

- 2 本部長は、前項本文の規定にかかわらず、警部以上の階級にある警察官に対しては、その被服の一部を支給せず、又はその員数を減少し、若しくは使用期間を伸長することができる。
- 3 前2項の規定による被服の支給は、警察官等に任命されたとき及び支給された被服の使用期間の満了したときに行うものとする。
- 4 警察官等に任命後初めて被服を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。

改 正 案

(被服の支給)

第2条 警察官等に対しては、次の表に掲げる被服を支給し、その員数及び使用期間は、同表のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合には、警察本部長（以下「本部長」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品目	員数	使用期間
冬帽子	1 個	16月
合帽子	1 個	16月
夏帽子	1 個	16月
冬活動帽子	1 個	16月
合活動帽子	1 個	16月
夏活動帽子	1 個	16月
冬服	1 着	12月
合服	1 着	12月
夏服	1 着	4月
冬活動服	1 着	12月
合活動服	1 着	12月
防寒服	1 着	30月
雨衣	1 着	36月
冬ワイシャツ	1 着	4月
合ワイシャツ	1 着	4月
冬ネクタイ	1 本	4月
合ネクタイ	1 本	4月
冬活動ネクタイ	1 本	4月
合活動ネクタイ	1 本	4月
ベルト	1 本	36月
手袋	2 組	12月
靴下	2 足	4月
長靴	1 足	12月
短靴	1 足	12月

- 2 本部長は、前項本文の規定にかかわらず、警部以上の階級にある警察官に対しては、その被服の一部を支給せず、又はその員数を減少し、若しくは使用期間を伸長することができる。
- 3 前2項の規定による被服の支給は、警察官等に任命されたとき及び支給された被服の使用期間の満了したときに行うものとする。
- 4 警察官等に任命後初めて被服を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。